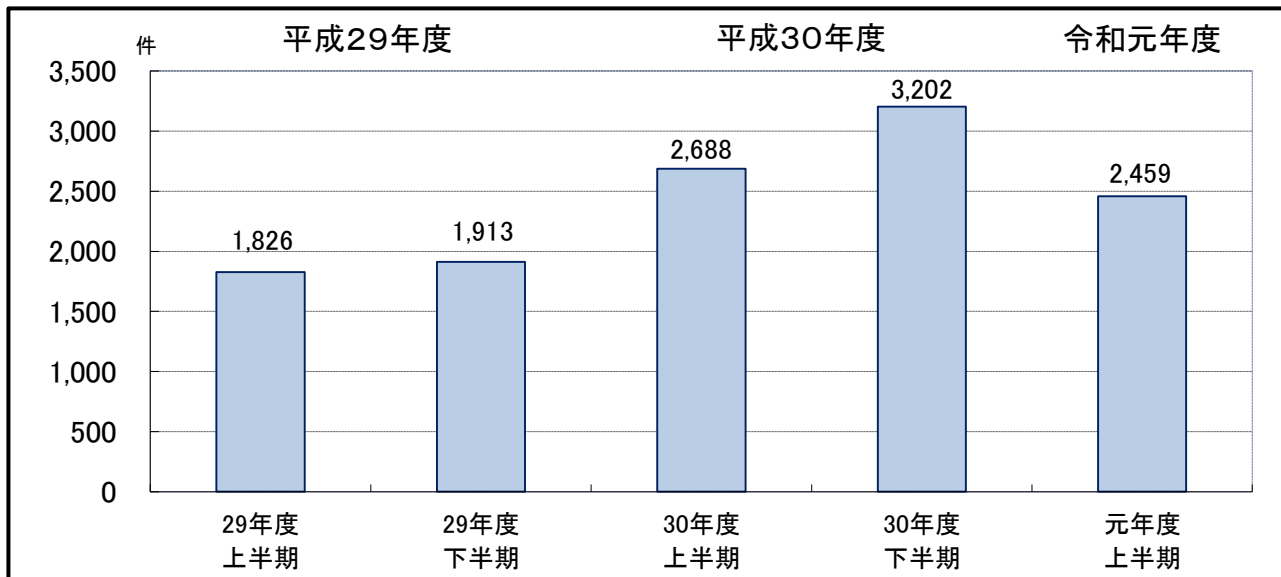


都民の声(教育・文化)について[令和元年度上半期(4月～9月)]

1 都民の声

(1) 受付件数の推移



上半期：4月～9月
下半期：10月～3月

(2) 性質別 件数内訳

分類	平成29年度			平成30年度			令和元年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
苦情	1,293	1,338	2,631	1,670	1,769	3,439	1,872
(割合)	70.8%	69.9%	70.4%	62.1%	55.2%	58.4%	76.1%
要望	233	270	503	423	283	706	183
(割合)	12.8%	14.1%	13.5%	15.7%	8.9%	12.0%	7.5%
提言	44	36	80	55	54	109	39
(割合)	2.4%	1.9%	2.1%	2.1%	1.7%	1.8%	1.6%
意見	256	269	525	540	1,096	1,636	365
(割合)	14.0%	14.1%	14.0%	20.1%	34.2%	27.8%	14.8%
計	1,826	1,913	3,739	2,688	3,202	5,890	2,459

令和元年度上半期の性質別件数では、「苦情」が最多で1,872件(76.1%)である。

2番目は「意見」が365件(14.8%)、3番目は「要望」が183件(7.5%)である。

(3) 分野別 件数内訳

分類	平成29年度			平成30年度			令和元年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教職員	452	486	938	553	872	1,425	514
(割合)	24.8%	25.4%	25.1%	20.6%	27.2%	24.2%	20.9%
生徒指導	382	483	865	818	1,225	2,043	1,018
(割合)	20.9%	25.2%	23.1%	30.4%	38.3%	34.7%	41.4%
学校運営	207	301	508	600	511	1,111	361
(割合)	11.3%	15.7%	13.6%	22.3%	16.0%	18.9%	14.7%
教育施設	16	9	25	14	4	18	3
(割合)	0.9%	0.5%	0.6%	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%
社会教育	167	183	350	185	174	359	179
(割合)	9.1%	9.6%	9.4%	6.9%	5.4%	6.1%	7.3%
健康管理	24	21	45	65	35	100	40
(割合)	1.3%	1.1%	1.2%	2.4%	1.1%	1.7%	1.6%
福利厚生	1	1	2	2	0	2	1
(割合)	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	577	429	1,006	451	381	832	343
(割合)	31.6%	22.4%	26.9%	16.8%	11.9%	14.1%	14.0%
計	1,826	1,913	3,739	2,688	3,202	5,890	2,459

令和元年度上半期の分野別件数では、「生徒指導」に関するものが最多で1,018件(41.4%)、主なものは、「児童・生徒の非行・公共マナーに関するもの」(459件)、「生活指導等に関するもの(生活指導・行事・部活動等)」(248件)である。

2番目は「教職員」に関するものが514件(20.9%)、主なものは、「教職員の服務、接遇等に関するもの(体罰等を除く。)」(269件)、「教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等に関するもの」(157件)である。

3番目は「学校運営」に関するものが361件(14.7%)、主なものは、「学校の管理・運営に関するもの」(270件)である。

○ 多数を占めたテーマ・特徴的なテーマの件数及び内容

テーマの概要	件数	内容	対応
<p>児童・生徒の非行・公共マナーに関するもの 〔分野：生徒指導〕</p>	<p>459件</p>	<p>都立学校の生徒が登校する際、広がって歩くので、子供連れの自転車や通勤途中の人などが通れません。生徒が平気で肩をぶつけてきたり、追い抜こうとすると道を塞いで邪魔する場合があります。倫理観が欠如しているのではないのでしょうか。きちんと指導してください。</p>	<p>当該校では日頃から登校時のマナーについて、指導しているところですが、今回の御指摘を受け、登校時のマナーについて注意喚起する印刷物を作成し、各教室に掲示するとともに、避難訓練時の訓話終了後に副校長から改めて指導を行いました。あわせて、教員による生徒の登校時の見守りを校門前の道路だけではなく、校門前につながる他の道路まで範囲を広げるなど、より指導を徹底していくこととしました。</p>
<p>学校の管理・運営に関するもの 〔分野：学校運営〕</p>	<p>270件</p>	<p>都立学校のホームページに掲載されている学校説明会や入試案内に、様々な年度のもものが混在していて非常に分かりにくく、4月の合同説明会の案内も気付かれました。受験する方は真剣勝負なので、もう少し見やすいホームページにしていだけないでしょうか。</p>	<p>今回の御指摘を受け、当該校は、直ちにホームページに掲載している過去の学校説明会等の掲載情報を、全て最新の情報に更新しました。</p> <p>今後もホームページを適宜更新し、入学を希望する方にとって分かりやすい内容とするよう、担当者に注意喚起しました。</p>

<p>教職員の服務、接遇等に関するもの（対罰等を除く。） 〔分野：教職員〕</p>	<p>269件</p>	<p>都立学校に施設開放の書類を受け取りに行ったのですが、一番奥に座っていた事務職員は席から立ち上がりもせず「申請書類はホームページにあるので、そこらを確認してください。」と大声で叫ぶのみで、私が高齢者だからなのか「パソコン使えます？」と人を見下したような発言をされました。あまりにも横柄な対応ではないでしょうか。改善していただきますようお願いいたします。</p>	<p>当該校の校長が確認したところ、経営企画室長が御指摘のあった対応を行っていました。 同校長は、当該職員に対し、今後二度と同じような窓口対応をしないよう厳重に注意するとともに、窓口では丁寧な言葉や態度で説明するなど、具体的な接遇マナーを改めて指導しました。当該職員も反省しています。</p>
<p>生活指導等に関するもの（生活指導・行事・部活動等） 〔分野：生徒指導〕</p>	<p>248件</p>	<p>都立学校の近隣住民ですが、夜間定時制で部活動をしている生徒が、テニスコートでBGMを大音量で流しています。夜間に屋外でスポーツをすることはやむを得ないと理解していますが、大音量で音楽を流す必要はなく、迷惑だと思いません。</p>	<p>今回の御指摘を受け、当該校が確認したところ、テニス部がテニスコートで活動する際、スマートフォンを使用して音楽を流していたことが分かりました。 当該校では、直ちに、テニス部顧問から当該部員に音楽を流さないよう指導するとともに、職員会議において、全教職員に対し、御指摘の内容及び学校の対応を共有し、近隣住民に配慮した活動を行うよう、周知徹底を図りました。</p>

<p>教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等に関するもの 〔分野：教職員〕</p>	<p>157件</p>	<p>駅の改札口前で、10数名の都立学校の生徒が、横に大きく広がって集合していました。また、その中には飲食している生徒がいましたが、食べ物を落としても拾わずにそのまま放置していました。そこには引率の教員がいたものの、生徒を注意することはありませんでした。生徒が迷惑な行爲を行った場合には、しっかりと注意するよう、教員を指導してください。</p>	<p>当日は、当該校の軽音楽部が大会に参加するため、生徒と引率教員が乗車駅に集合していました。当該教員は、生徒が通行の邪魔になっていたこと、及び食べ物を落として放置していた生徒がいたことに気付いていませんでした。御指摘を受け、当該教員は適切な生徒指導を行えなかったことについて反省しています。</p> <p>また、当該部員に対しては、直ちに今回の御指摘の内容を伝えるとともに、公共の場においては、常に都立学校を代表する生徒であるという自覚を持ち、公共マナーにのっとり行動するよう、改めて指導しました。</p>
<p>図書館運営に関するもの 〔分野：社会教育〕</p>	<p>131件</p>	<p>先日、都立多摩図書館で雑誌のコピーを頼んだところ、依頼していないにもかかわらず縮小コピーをされました。担当者に確認すると、縮小していないと言われましたが、実際は全て縮小されていました。縮小されたら意味のない資料もあります。</p> <p>私の時間とお金は全くの無駄となってしまいました。改善してください。</p>	<p>今回、原寸での複写を御希望であったにもかかわらず、縮小された複写物が提供されたとの御指摘につきまして、複写サービススタッフに確認しましたが、複写物が縮小された事実を特定することはできませんでした。</p> <p>今回の御指摘を受けまして、改めて複写サービスを委託する業者に対し、利用者の申込みに沿った複写物となっているか確認を徹底するとともに、複写機の誤作動を防止するため、一層注意するよう指導いたしました。</p>

2 請願

(1) 分野別 件数内訳

分類	平成29年度			平成30年度			令和元年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教職員	1	1	2	1	3	4	1
(割合)	12.5%	33.3%	18.2%	14.3%	50.0%	30.8%	12.5%
生徒指導	4	0	4	4	2	6	5
(割合)	50.0%	0.0%	36.4%	57.1%	33.3%	46.1%	62.5%
学校運営	2	0	2	1	0	1	2
(割合)	25.0%	0.0%	18.2%	14.3%	0.0%	7.7%	25.0%
教育施設	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
社会教育	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
健康管理	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福利厚生	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	1	2	3	1	1	2	0
(割合)	12.5%	66.7%	27.3%	14.3%	16.7%	15.4%	0.0%
計	8	3	11	7	6	13	8

令和元年度上半期の分野別件数では、「生徒指導」に関するものが5件、「学校運営」に関するものが2件、「教職員」に関するものが1件である。

(請願) 分野別の事例

分 野	概 要
教職員	<p>①【国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について】 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高裁決定を真摯に受け止め、該当者に謝罪すること。 ・最高裁・東京高裁・東京地裁及び今回の最高裁決定等で「裁量権の逸脱・濫用で違法」とされた減給・停職処分を行ったことを反省し、原告らに謝罪し、再発防止策を講じること。 ・最高裁決定で減給処分取消が確定した教員に再処分（改めて戒告処分を発令すること）をしないこと。 ・最高裁・東京高裁・東京地裁判決及び今回の最高裁決定等で「思想及び良心の自由」を「制約する」とされた職務命令への違反を理由としていかなる懲戒処分も行わないこと。 ・職務命令違反を理由に最高裁・東京高裁・東京地裁判決及び今回の最高裁決定等で違法とされた減給・停職処分などの累積加重処分を行わないこと。 ・今回減給処分取消が確定したことに鑑み、人事委員会で係争中のもう一人の減給処分を撤回すること。 ・10・23通達に基づく校長の職務命令への違反を理由とした過去の全ての懲戒処分を即時撤回すること。 ・10・23通達に基づく校長の職務命令を発出しないこと。 ・10・23通達を撤回すること。 ・10・23通達に係わって懲戒処分を受けた教職員を対象とした「服務事故再発防止研修」を行わないこと。 ・問題の解決のために都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高等学校教育指導課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を早期に設定すること。 ・以上を検討するにあたり、本請願書を教育委員会で配付し、慎重に検討・議論し、回答すること。 <p>《請願者への通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判決が確定した事案については、当該各事案に係る判決の内容に応じ

て、必要な対応を行っています。また、卒業式等における職務命令違反については、最高裁判所の判決を踏まえて適切に対処します。

- ・卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。
- ・係争中の審理事案に関することは、お答えすることはできません。
- ・卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分 of 取消しや撤回は、考えておりません。
- ・平成 23 年 5 月 30 日、最高裁判所は、都教育委員会が平成 15 年 10 月 23 日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」に基づく職務命令は、思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法 19 条に違反するものではないと判断しました。その後も最高裁判所においては同様の判断が繰り返されており、平成 28 年 7 月 12 日の判決も同様の判断でした。

このように、最高裁判所の判決においては、学習指導要領に基づき自校の入学式、卒業式等を適正に実施するため、校長が職務命令を発出することは何ら問題がないとされています。

- ・これまでに出示された裁判所の判断において、都教育委員会が平成 15 年 10 月 23 日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」は、旧教育基本法第 10 条第 1 項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。よって、本通達を撤回する考えはありません。
- ・懲戒処分の原因となった服務事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、服務事故再発防止研修を実施します。
- ・請願・要請については、教育情報課を通じて御意見をお聞きするとともに、請願については、主管課において趣旨を慎重に検討の上、その結果を請願者に通知し、また、要請については、必要に応じて回答を行っております。今後も同様に対応してまいります。
- ・既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

<p>学校運営</p>	<p>②【都立高校定時制課程について】 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小山台高校定時制の生徒募集を継続して、存続させること。 ・立川高校定時制を廃校（閉課程）とした教育委員会の決定を見直し、立川高校定時制の生徒募集を継続し、存続させること。 <p>《請願者への通知》</p> <p>都教育委員会は、平成31年2月14日に開催された平成31年東京都教育委員会第3回定例会において、都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）を策定し、この中で平成28年2月の都立高校改革推進計画・新実施計画と同様に、小山台高校及び立川高校の定時制課程を閉課程することを決定しています。</p> <p>このことについて、新実施計画策定後、夜間定時制課程の入学者選抜の状況は、平成28年度から平成31年度までにかけて募集人員は660人減っていますが、第一次募集の応募倍率については、平成28年度は0.38倍、平成29年度は0.39倍、平成30年度は0.40倍、平成31年度は0.37倍と推移しております。第一次募集の応募者数は、平成28年度は912人、平成29年度は799人、平成30年度は794人、平成31年度は655人と減少しており、さらに、平成30年度以降、第二次募集における応募者が大幅に減少し、入学者数の減少が顕著となっております。</p> <p>このため、都教育委員会は、都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）の着実な実施により、チャレンジスクールの新設等を行い、その進捗や夜間定時制高校の応募倍率の推移などの状況を考慮しながら、小山台高校及び立川高校の夜間定時制課程を閉課程し、都立高校定時制課程の改善・充実を進めていきます。</p>
-------------	--

③【教科書採択について】 2件

- ・教科書採択にあたっては、政治的圧力や思惑を排し、学校現場の意見を十分に尊重して採択すること。そのため、都立中学校など貴教育委員会管轄の各学校の採択にかんする意見や採択希望教科書を東京都教育委員会に提出するシステムを明確に定めること。
- ・都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）、特別支援学校中学部の社会科をはじめ教科書採択にあたっては、当該学校生徒の実態をふまえて、それぞれの学校がもっともふさわしいとして要望した教科書を東京都教育委員会は採択すること。
- ・問題が各方面から指摘されている社会科の歴史的分野、公民的分野における育鵬社教科書や自由社教科書は、採択しないこと。
- ・教育委員会議での教科書採択については、すべて公開の場で議論をおこない、会議の構成員である教育委員などの推薦理由を含めた意見が分かるようにするなど採択の透明性を高めること。
- ・採択にあたっての教育委員会議は、傍聴希望者が全員入場できる会場を設定し、都民への公開性を高めること。
- ・他県のように、教育委員会議で直接この請願趣旨が述べられるようにすることを求める。少なくとも、事務局止まりではなく、この請願が教育委員にも伝えられ、教育委員会議で議論し、回答されることを求める。

《請願者への通知》

教科書その他の教材の取扱いに関することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、教育委員会が管理し、執行するものとされています。

また、都道府県立の義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第13条第2項の規定により、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきいて行うものとされています。

このため、東京都教育委員会は、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たり、学校関係者、教育委員会関係者及び学識経験者等で構成

する東京都教科用図書選定審議会を設置し、審議会から答申を受けた教科書調査研究資料及び教科書採択資料等を参考に教科書の内容を慎重に検討し、学校の特色や児童・生徒の障害の特性等を踏まえ、最も適切な教科書を、東京都教育委員会の責任と権限において採択しています。

なお、教科書採択に係る教育委員会は公開で実施し、議事録を公表します。採択後に、無償措置法第15条に基づき、採択理由を公表します。

東京都教育委員会は、今後とも、法令等の規定に基づき、適正かつ公正に教科書採択を行ってまいります。

3 陳情等(団体要請)

(1) 分野別 件数内訳

分類	平成29年度			平成30年度			令和元年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教職員	19	18	37	5	21	26	6
(割合)	32.8%	45.0%	37.8%	9.6%	33.3%	22.6%	15.0%
生徒指導	5	1	6	20	8	28	6
(割合)	8.6%	2.5%	6.1%	38.5%	12.7%	24.3%	15.0%
学校運営	32	19	51	26	33	59	26
(割合)	55.2%	47.5%	52.1%	50.0%	52.4%	51.3%	65.0%
教育施設	1	1	2	1	0	1	0
(割合)	1.7%	2.5%	2.0%	1.9%	0.0%	0.9%	0.0%
社会教育	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
健康管理	0	0	0	0	0	0	2
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%
福利厚生	1	0	1	0	0	0	0
(割合)	1.7%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0	1	1	0	1	1	0
(割合)	0.0%	2.5%	1.0%	0.0%	1.6%	0.9%	0.0%
計	58	40	98	52	63	115	40

令和元年度上半期の分野別件数では、「学校運営」に関するものが26件(65.0%)で最も多く、そのうち「学校教育の充実について」が16件である。

2番目は「教職員」、「生徒指導」に関するものが各6件(各15.0%)である。

(陳情等) 分野別の事例

分 野	概 要
<p>学校運営</p>	<p>①【学校教育の充実について】16件</p> <p>○障害者教育の充実を求める要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の医療的ケア児専用車両について、各学校とも看護師の確保に難航しています。各学校独自での確保だけではなく都からの看護師配置ができるような策を講じてください。 ・全ての学校で格差なく、個別指導計画が保護者と本人に関わる複数の教員、支援者の合意形成の元、組織的に作成されるようお願いいたします。 ・「特別支援教室」導入後の検証結果を公表し、必要な見直しと条件整備を直ちに行ってください。 ・特別支援学校で人工呼吸器の管理を看護師が行えるようにしてください。 ・パイロット校における実績を踏まえて、すべての都立高等学校での通級指導を迅速に進めてください。 ・東京をはじめ全国的に特別支援学校の過密・過大校が大きな問題となっています。子どもの教育保障に多大な影響を与えています。東京都教育委員会から、一刻も早い改善のために特別支援学校の設置基準の策定を国へ働きかけてください。
<p>教職員</p>	<p>②【国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について】2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日の丸・君が代」を強制する10・23通達(2003年)実施にもとづく、卒業・入学式等での日の丸・君が代強制をやめること。この強制によるすべての教職員処分を撤回すること。 ・東京「君が代」第四次訴訟勝訴につき東京都教育委員会に謝罪を求める申し入れ。
<p>生徒指導</p>	<p>③【生活指導等に関する要請について】1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校において黒染め指導が行われないよう明確に通達してください。

4 公益通報制度

(1) 窓口別 受理件数内訳

分類	平成29年度			平成30年度			令和元年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教育庁等窓口	0	0	0	0	0	0	0
弁護士窓口	10	15	25	18	11	29	13
計	10	15	25	18	11	29	13

(2) 弁護士窓口受理分に係る処理状況

<平成29年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	4	10	11	25
計	4	10	11	25

<平成30年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	10	7	12	29
計	10	7	12	29

<令和元年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	0	1	12	13
計	0	1	12	13